



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*33 医療法施行細則の一部を改正する規則

(医務課) 1

規 則

和歌山県規則第33号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年6月9日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成9年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第45条 略	第45条 略
(特定地域医療提供機関の指定の申請) <u>第46条 法第113条第1項の規定による指定の申請は、特定地域医療提供機関指定申請書（別記第49号様式）により行わなければならない。</u>	
(連携型特定地域医療提供機関の指定の申請) <u>第47条 法第118条第1項の規定による指定の申請は、連携型特定地域医療提供機関指定申請書（別記第50号様式）により行わなければならない。</u>	
(技能向上集中研修機関の指定の申請) <u>第48条 法第119条第1項の規定による指定の申請は、技能向上集中研修機関指定申請書（別記第51号様式）により行わなければならない。</u>	
(特定高度技能研修機関の指定の申請) <u>第49条 法第120条第1項の規定による指定の申請は、特定高度技能研修機関指定申請書（別記第52号様式）により行わなければならない。</u>	
(法第116条第1項の規定による承認の申請) <u>第50条 法第116条第1項（法第118条第2項、第119条第2項又は第120条第2項において準用する場合を含む。）の規定による承認の申請は、業務変更承認申請書（別記第53号様式）により行わなければならない。</u>	
(変更後の労働時間短縮計画の提出) <u>第51条 法第122条第2項の規定による変更後の労働時間短縮計画の提出は、労働時間短縮計画の変更（別記第54号様式）により行わなければならない。</u>	
(労働時間短縮計画の変更をする必要がないと認める旨の届出)	

第52条 法第122条第3項の規定による変更をする必要がないと認める旨の届出は、労働時間短縮計画の変更をする必要がないと認める旨の届出書（別記第55号様式）により行わなければならない。

第53条・第54条 略

第46条・第47条 略

別記第48号様式の次に次の7様式を加える。

別記第49号様式（第46条関係）

特定地域医療提供機関指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	代表者の氏名	

下記のとおり特定地域医療提供機関の指定を受けたいので、医療法（昭和23年法律第205号）第113条第1項の規定により申請します。

記

1 開設者

住所 (法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな
氏名 (法人であるときはその名称)	ふりがな

2 指定を受けようとする医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所 在 地	ふりがな

3 医療法第113条第1項の指定に係る業務の内容（該当する号を○で囲むこと。）

- 第1号 救急医療
 第2号 居宅等における医療
 第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

添付書類

- 1 医師労働時間短縮計画（案）
- 2 医療法第113条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- 3 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- 4 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- 5 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

別記第50号様式（第47条関係）

連携型特定地域医療提供機関指定申請書

年 月 日

和歌山県知事様

申請者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	代表者の氏名	

下記のとおり、連携型特定地域医療提供機関の指定を受けたいので、医療法（昭和23年法律第205号）第118条第1項の規定により申請します。

記

1 開設者

住所 (法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな
氏名 (法人であるときはその名称)	ふりがな

2 指定を受けようとする医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名称	ふりがな
所在地	ふりがな

添付書類

- 1 医師労働時間短縮計画（案）
- 2 医療法第118条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類
- 3 医療法第118条第2項において準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- 4 医療法第118条第2項において準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- 5 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

別記第51号様式（第48条関係）

技能向上集中研修機関指定申請書

年 月 日

和歌山県知事様

申請者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	代表者の氏名	

下記のとおり、技能向上集中研修機関の指定を受けたいので、医療法（昭和23年法律第205号）第119条第1項の規定により申請します。

記

1 開設者

住所 (法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな
氏名 (法人であるときはその名称)	ふりがな

2 指定を受けようとする医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所 在 地	ふりがな

3 医療法第119条第1項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

第1号 医師法第16条の2第1項の臨床研修に係る業務

第2号 医師法第16条の11第1項の研修に係る業務

添付書類

- 1 医師労働時間短縮計画（案）
- 2 医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- 3 医療法第119条第2項において準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- 4 医療法第119条第2項において準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- 5 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

別記第52号様式（第49条関係）

特定高度技能研修機関指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	代表者の氏名	

下記のとおり、特定高度技能研修機関の指定を受けたいので、医療法（昭和23年法律第205号）第120条第1項の規定により申請します。

記

1 開設者

住所 (法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな
氏名 (法人であるときはその名称)	ふりがな

2 指定を受けようとする医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所 在 地	ふりがな

添付書類

- 1 医師労働時間短縮計画（案）
- 2 医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
- 3 医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類
- 4 医療法第120条第2項において準用する同法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
- 5 医療法第120条第2項において準用する同法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
- 6 医療法第132条の規定により通知された同法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

別記第53号様式（第50条関係）

業務変更承認申請書

年 月 日

和歌山県知事様

申請者	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 ()
	代表者の氏名	

特定地域医療提供機関

連携型特定地域医療提供機関

技能向上集中研修機関

特定高度技能研修機関

の指定に係る業務を、別紙のとおり変更することとし

たので、医療法（昭和23年法律第205号）

第118条第2項の規定により準用する第116条第1項

第119条第2項の規定により準用する第116条第1項

第120条第2項の規定により準用する第116条第1項

の規定により申請します。

記

1 開設者

住所 (法人であるときは主たる事務所の所在地)	ふりがな
氏名 (法人であるときはその名称)	ふりがな

2 指定に係る業務の変更を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所 在 地	ふりがな

3 変更しようとする事項及び変更理由

変更前	変更後	変更理由

添付書類

特定地域医療提供機関にあっては、変更後の別記第49号様式の添付書類

連携型特定地域医療提供機関にあっては、変更後の別記第50号様式の添付書類

技能向上集中研修機関にあっては、変更後の別記第51号様式の添付書類

特定高度技能研修機関にあっては、変更後の別記第52号様式の添付書類

別記第54号様式（第51条関係）

労働時間短縮計画の変更

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者	主たる事務所の所在地	〒	電話番号	()
	代表者の氏名			

特定地域医療提供機関
連携型特定地域医療提供機関
技能向上集中研修機関
特定高度技能研修機関
とおり変更したので、医療法（昭和23年法律第205号）第122条第2項の規定により提出します。

記

1 開設者

住所（法人であるときは主たる事務所の所在地）	ふりがな
氏名（法人であるときはその名称）	ふりがな

2 指定に係る労働時間短縮計画を変更した医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名称	ふりがな
所在地	ふりがな

【変更事項】

【変更理由】

※変更後の労働時間短縮計画を添付すること。

別記第55号様式（第52条関係）

労働時間短縮計画の変更をする必要がないと認める旨の届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者	主たる事務所の所在地	〒	電話番号	()
	代表者の氏名			

特定地域医療提供機関
連携型特定地域医療提供機関
技能向上集中研修機関
特定高度技能研修機関
変更をする必要ないと認めたので、医療法（昭和23年法律第205号）第122条第3項の規定により届け出ます。

記

1 開設者

住所（法人であるときは主たる事務所の所在地）	ふりがな
氏名（法人であるときはその名称）	ふりがな

2 指定に係る労働時間短縮計画の変更をする必要ないと認める旨を届け出る医療機関

管理者の氏名	ふりがな
名 称	ふりがな
所 在 地	ふりがな

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第5項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条第1項の規定により同法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「新医療法」という。）第113条第1項の指定を受けようとする者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この規則による改正後の医療法施行細則（以下「新細則」という。）第46条の規定の例により、特定地域医療提供機関の指定の申請に係る書類を提出することができる。
- 3 改正法附則第6条において読み替えて準用する同法附則第5条第1項の規定により新医療法第118条第1項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、新細則第47条の規定の例により、連携型特定地域医療提供機関の指定の申請に係る書類を提出することができる。
- 4 改正法附則第7条において読み替えて準用する同法附則第5条第1項の規定により新医療法第119条第1項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、新細則第48条の規定の例により、技能向上集中研修機関の指定の申請に係る書類を提出することができる。
- 5 改正法附則第8条において読み替えて準用する同法附則第5条第1項の規定により新医療法第120条第1項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、新細則第49条の規定の例により、特定高度技能研修機関の指定の申請に係る書類を提出することができる。